

# (公社) 秋田県宅地建物取引業協会 IT化準備資金取扱規程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）の IT 環境の整備等の費用に充てる為の資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (設 置)

第2条 IT化準備資金は、法令改正等の周知徹底、WEB研修の実施やペーパーレス化による連絡等、主に公益目的事業に資する効率的な情報伝達手段を整備する為に保有する特定資産取得資金とする。

2. 特定資産取得資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第3項第3号に定める、公益目的保有財産及び公益目的事業を行うために必要な財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

## (積 立)

第3条 IT化準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

## (積 立 額)

第4条 IT化準備資金の目標積立額は7,000,000円とする。

2. 前項の目標積立額の算定根拠は、令和3年3月に提供を受けた、有限会社コーノヤBM及び株式会社ピーシーコネクトからの見積書又は提案資料とする。

## (積立期間)

第5条 IT化準備資金の積立期間は、令和2年度から5年間とする。

## (運 用)

第6条 IT化準備資金の運用対象は、金融機関の預貯金とする。

2. 前項の資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

## (運 用 益)

第7条 前条の資金から生ずる運用益については、流動資産に振替し、運転資金に充当するものとする。

## (取 崩)

第8条 IT化準備資金は、第1条及び第2条の目的以外で取り崩すことはできない。

2. IT化準備資金の取崩しは、その理由を付して理事会の承認を得なければならない。前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合、又は積立限度額及び積立期間の変更等についても同様とする。

## (備 置)

第9条 この規程及び第4条第2項に規定する算定根拠の写しは、本会の主たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変 更)

第 10 条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 12 月 18 日より施行する。
2. 令和 3 年 3 月 18 日 一部改正（第 4 条・第 5 条） 同日施行
3. 令和 3 年 4 月 23 日 一部改正（第 7 条） 同年 4 月 1 日施行
4. 令和 4 年 12 月 22 日一部改正（第 8 条第 2 項） 同日施行